

会員ニュース

2021. 3 (新-120号)
一般社団法人日本電気管理技術者協会
事務局編集

また緊急事態宣言となってしまいました。事務所の前の公園や芸術劇場前広場には『路上飲み』の若者(じゃない人も)でいっぱいです。皆様におかれましては、「手洗いうがい+3密厳禁！」くれぐれもお気をつけてお過ごしくださいませ。

さて、もうすぐ4月もおしまいです。うっかりしていた事務局より「会員ニュース(120号)」をお届けします。



(2020年3月、栃木県 市貝町芝ざくら公園 会員の中山さんがお送り下さいました)

1. 3月2日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました」が掲載されました。

2018年5月以降「感電死亡事故”0”」が続いておりましたが、2月に1名感電死亡事故が発生致しました。詳細は確認中です。詳細はまた会員ニュースでお知らせ致します。

皆様におかれましては、コロナウィルスにもご注意の上「ご安全に！！」日常の点検作業に従事ください。

詳細は、資料「電気事故速報値(2月末日)」をご参照ください。

2. 同じく、3月2日「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示」等の一部改正についてが掲載されました。

電気保安管理業務の受託に必要な実務経験を、新たに設けられた電気保安管理業務講習を受講することにより実務経験を一律3年以上に短縮できるようになったという事です。

詳細は、下記の電経済産業省のHPにアクセスして下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210301-01.html

3. 同じく、3月8日中小企業・小規模事業者の皆様へ高濃度PCB機器に係る早期処理へのご協力についてが掲載されました。

高濃度PCB含有電気工作物の処理期限が、来年の3月31日までと一年を切りました。法律によって期限内の処分が求められています。期限内に処分できないと、事業者責任で保管となってしまいます。主任技術者の皆様も発見・早期処分にご協力お願い致します。

詳細は、下記の経産省のHPの当該URLをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210304-01.html

4. 同じく、3月10日、保安管理業務講習についてが掲載されました。

2でお伝えした実務経験短縮のための講習保安管理業務講習実施者の要件と保安管理業務講習実施者一覧のご案内です。保安管理業務講習実施者一覧は都度更新されます。

詳細は、経産省HP、当該ページURL

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/hoankanrigyoumukoushu.html

5. 同じく、3月22日、電気事業法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されましたが掲載されました。

「1. 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項を、その自家用電気工作物の維持及び運用（維持又は運用に必要な工事を含む。）の保安に関する事項とすることとする。」

4月から電気保安法人・主任技術者に立入検査が出来るよう改正されたという事です。

詳細は、経産省HP、当該ページURL

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319002/20210319002.html>

6. 同じく、3月29日、「講演動画をYouTubeにアップしました(令和2年度自家用電気工作物設置者及び電気主任セミナー)」が掲載されました。

令和2年度開催が中止となった「令和元年度電気管理技術者セミナー」の講演動画をYouTubeにアップしています。とのことです。

詳細は、下記のアドレスにアクセスし、動画をご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLcRmz7bR5W3lY4Ri5x28dV1SBQFJAufJo>

7. 「一般社団法人日本電気管理技術者協会 第8回(第9期)定期総会」の予定をお知らせします。

前号でお知らせ致しましたが、4月21日の役員会にて書面での開催が正式に決定致しました。議案書は5月17日発送を予定しております。

今年は役員改選となります。立候補をお待ちしております。役員会は現在、オンラインでの開催となっておりますので、遠方の方も是非、立候補お願い致します。

次号の方ニュースにて役員改選を告示します。

ワクチン接種が進んで、来年こそは総会を会場にて開催し皆様にお会い出来ることを祈っております。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和3年2月28日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		1 (1)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)		13 (13)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		1
停電波及		9	9	5	9	12	4	7	4	1	5	5		70
主要電気工作物破損等		6	7	4	7	9	10	1	2	5	6	3		60
発電支障		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		2
件数		16	16	9	19	21	16	10	8	6	13	8		142

※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

(令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故、及び「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、

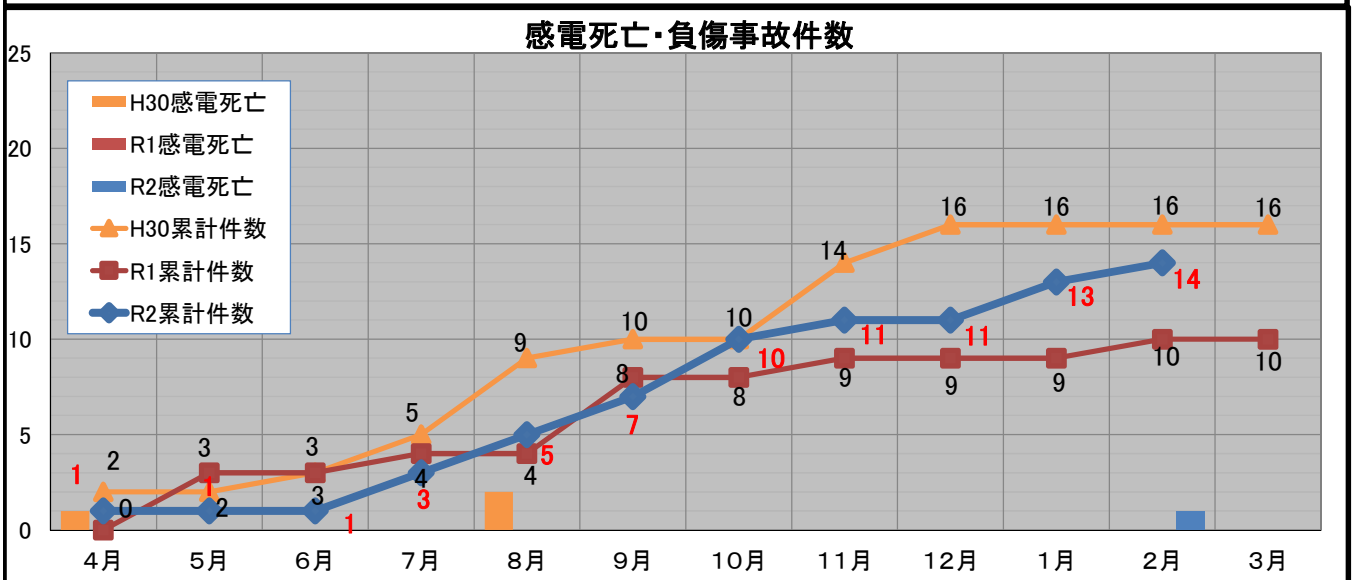
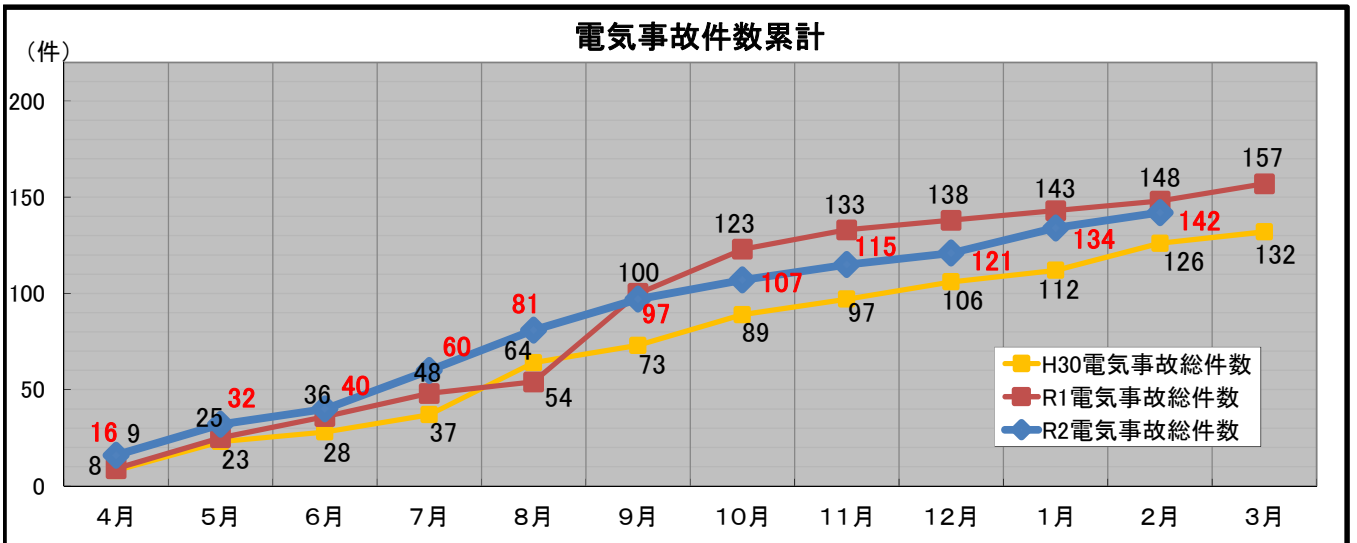
事故件数合計としてはそれぞれ1件とカウントしています。)

(令和2年10月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

(令和3年2月に「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。 ※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



平成 15 年経済産業省告示第 249 号（電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 号口の要件等に関する告示）等の一部改正について（概要）

令和 3 年 2 月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 2 項の規定により、自家用電気工作物の一部については、平成 15 年経済産業省告示第 249 号（以下「告示」という。）で定める実務経験等の要件を満たし、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができる（外部委託制度）。

電気設備の信頼性や保安技術の向上といった環境変化により、電気保安管理業務の従事者から、当該業務の受託に必要な能力の習得を補うための講習制度等を準備すれば、保安水準を維持したまま当該業務受託に必要な実務経験年数は免状種別に問わず 3 年で十分との声がある。

このため、講習受講により実務経験年数を短縮することの妥当性及び実務経験を代替する講習のあり方について検討を行った上で、第 3 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（令和 2 年 12 月 4 日開催）において議論したところ、問題ない旨、結論が得られたため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

電力安全小委員会等における検討を踏まえ、下記 2 点に係る改正及び形式的修正を行う。

- ①電気保安管理業務の受託に必要な能力の習得を補う制度として、新たに電気保安管理業務講習を設けること。
- ②電気保安管理業務の受託に必要な実務経験について、告示第 1 条に基づき、第 2 種電気主任技術者にあつては 4 年以上、第 3 種電気主任技術者にあつては 5 年以上としていた実務経験年数について、電気保安管理業務講習を受講した者においては免状種別に関わらず一律 3 年以上とすること。

2021年3月4日

中小企業・小規模事業者の皆様へ

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度 PCB 機器に係る早期処理へのご協力について

平素より、電気設備の安全対策についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業・小規模事業者の皆様が所有されている建物や施設に設置されている電気設備の中には、「高圧電気室」や「キュービクル」と呼ばれる変換設備が設置されている場合があります。特に、古い変換設備の中には、ポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されているものもあり、特にPCB濃度の高い機器(高濃度PCB機器)については、PCB特措法※1により決められた期限※2までの処分が義務づけられています。

一方で、平成30年3月31日に高濃度PCB機器の処分期間を迎えた地域(JESCO北九州事業エリア)では、処分期間終了後に高濃度PCB機器が発見された事例が複数発生しております(事業承継や建物の所有権移転などで所有者が変更となった際に高濃度PCB機器が発見されるケースもあり)。処分期限を過ぎて高濃度PCB機器が発見された場合、事業者の責任にて保管いただくこととなります。

今後、処分期限を迎える他の事業エリアにおいて未処理の高濃度PCB機器が発見されることがないように、高濃度PCB機器の有無のご確認と早期の高濃度PCB機器の処理の促進をお願いいたします。今般、過去の高濃度PCB機器の発見事例を踏まえ、事業者様向けにチェックリストを作成いたしましたので、併せてご活用ください。

なお、処分にに向けた手続を行うにあたり、種類が分からず、高圧電気室やキュービクル等へ立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず設備の管理を行っている電気主任技術者へ事前にご相談いただくようお願いいたします。

(別紙)高濃度PCB電気工作物早期処理のための確認ポイントチェックリスト

No.	チェック項目	チェック
1	高圧受電設備を使用しているか。又は以前使用したものが残っていないか。	
2	建物内に工事等により取り外した古い電気機器等が保管されていないか。	
3	敷地内に取り外した電気機器等が放置されていないか。	
4	前任の施設管理担当者等からPCB入り機器がある旨の申し送りがされていないか。	
5	4にて申し送り等ある場合、当該機器の有無等について状態を確認出来ているか。	
6	電気主任技術者から高濃度PCB入り機器の有無について報告を受けているか。	
7	4にて状態不明の機器がある場合、自宅や倉庫など別場所での保管等の可能性はないか。	
8	既設建物の購入や譲受時に高圧受電設備等にPCB入り機器の存在の有無について確認出来ているか。	
9	電気主任技術者又は電気工事業者によるPCB有無の確認済みか。	

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4.（2）⑦の規定に基づく確認を受けた保安管理業務講習実施者一覧

保安管理業務講習実施者	講習の日程	募集定員	実施場所	参照URL	確認日
一般財団法人 北海道電気保安協会 (法人番号：9430005010356)	① 令和3年4月12日～16日 ② 令和3年4月19日～23日 ③ 令和3年5月17日～21日 ④ 令和3年10月18日～22日 ⑤ 令和4年3月14日～3月18日	① 20人 ② 20人 ③ 20人 ④ 20人 ⑤ 20人	北海道電気保安協会 総合技術センター (北海道恵庭市恵み野北3-1-7)	http://www.hochan.jp/	令和3年3月10日
一般財団法人 東北電気保安協会 (法人番号：2370005003380)	① 令和3年4月19日～23日 ② 令和3年5月10日～14日 ③ 令和3年6月7日～11日 ④ 令和3年12月6日～10日	① 30人 ② 30人 ③ 30人 ④ 30人	東北電気保安協会 総合技術センター (山形県山形市松栄1-3-26)	https://www.t-hoan.or.jp/	令和3年3月10日
一般財団法人 関東電気保安協会 (法人番号：8013305001704)	① 令和3年4月19日～23日 ② 令和3年6月21日～25日 ③ 令和3年7月12日～16日 ④ 令和3年8月16日～20日 ⑤ 令和3年9月6日～10日 ⑥ 令和3年12月13日～17日	① 30人 ② 30人 ③ 30人 ④ 30人 ⑤ 30人 ⑥ 30人	関東電気保安協会 技術研修所 (千葉県千葉市美浜区新港221-3)	https://www.kdh.or.jp/	令和3年3月10日
一般財団法人 中部電気保安協会 (法人番号：2180005014521)	① 令和3年5月24日～28日 ② 令和3年6月7日～11日 ③ 令和3年10月25日～29日	① 40人 ② 40人 ③ 40人	中部電気保安協会 人財・技術開発センター (愛知県春日井市高森台4-4-52)	http://www.cdh.or.jp/	令和3年3月10日
一般財団法人 北陸電気保安協会 (法人番号：1230005007974)	① 令和3年4月19日～23日 ② 令和3年5月10日～14日 ③ 令和3年5月24日～28日 ④ 令和3年9月13日～17日	① 20人 ② 20人 ③ 20人 ④ 20人	北陸電気保安協会 総合技術センター (富山県富山市牛島町24-6 日本海建興ビル西館5F)	https://www.hokuriku-dhk.or.jp/	令和3年3月10日

電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 電気事業法施行令の一部改正

- 一 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その自家用電気工作物の維持及び運用（維持又は運用に必要な工事を含む。）の保安に関する事項とすること。
(第二十六条第四項関係)

- 二 経済産業大臣の権限の一部を産業保安監督部長に委任すること。
(第二十七条第三項関係)

- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定（改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定（同法第三十三条の三に係る部分に限る。）及び改正法第五条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）を除く。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行すること。